

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第 1 号：地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

(議決日 7 月 5 日)

地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定（昭和26年10月 1 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約を変更する契約であって、契約金額の増減額が5,000万円以下のもの（当該変更後の契約金額と当該変更前の契約で最後に議決を得たものに係る契約金額との差額が5,000万円を超えることとなるものを除く。）及び工期又は納期の延長が 2 月以内のもの（工期の満了する日又は納期の日の属する年度を変更することとなるものを除く。）の締結

(提案理由)

工事又は製造の請負の円滑な執行を図るため、地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部を改正する必要がある。

これが、この指定の一部改正案を提出する理由である。

議員提出議案第 2 号：地方財政の充実・強化を求める意見書

(議決日 7 月 5 日)

本県は、平成28年熊本地震と令和 2 年 7 月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業 T S M C の進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子ども達の教育環境の整備などの課題にも取り組む必要がある。

これらを踏まえ、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨への対応について万全を期しながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組み、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要や、継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等を契機とした地方経済への影響を踏まえ、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和7年度（2025年度）以降においても、6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保について地方財政計画に確実に反映し、その充実を図ること。
- 2 熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生ずる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、財政支援措置の更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

議員提出議案第3号：国土強靱化対策の着実な推進に向けた財源確保を求める意見書

（議決日7月5日）

我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、地理的条件による初動対応の課題が浮き彫りとなっている。

本県においても、平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨等による災害などにより、県内各地で甚大な被害が相次いでおり、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは、一層重要となっているため、地理的条件など地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国土強靱化のための予算・財源を確保いただき深く感謝する。本県においてもこれを積極的に活用し、国土強靱化地域計画に基づき、今後起こり得る自然災害に備え、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる「災害に強く安心・安全な熊本づくり」に取り組んでいるところである。

しかしながら、その取組みは未だ道半ばであり、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組むことが重要である。

そうした中、昨年6月の「国土強靱化基本法」の改正により、今後の施策の継続性が明記されたところであり、本県においても、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後も切れ目なく、着実に国土強靱化の取組みを進める必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組みに必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保すること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第4号：全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書

（議決日7月5日）

学校を取り巻く環境が大きく変化する中、教育課題はますます多様化・複雑化している。中でも、全国的に深刻化している教員不足の問題と教員の働き方改革は、本県も例外なく喫緊の課題である。

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現させる「令和の日本型学校教育」を構築し、質の高い教育を提供するためには、抜本的な教員の処遇改善及び業務改善などの働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが重要である。

国においては、義務標準法を改正し、令和3年度からの5年間で公立の小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。また、小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築することとしている。

本県では、200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めていることから、一定規模の学校を前提にした加配措置の基礎定数化が進むことで、加配数が減り、教職員定数の総数が減少していくことが見込まれる。加えて、高い専門性が求められる加配もあり、教員不足が深刻な状況の中、この要件を満たす人材の確保は非常に困難である。

このように、本県では、今後、教職員定数が減少し必要な人材も確保できないことなどにより、子供たちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかと懸念がある。

よって、国におかれては、全国的な教員不足の解消を図りつつ、きめ細かな指導体制の整備と教員の働き方改革が一層推進されるよう、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 教職調整額の10%以上への引き上げを含む教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなど更なる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取組みを推進すること。
- 2 中学校における35人学級編制の導入による学級規模の適正化に向けた定数改善、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の維持及び専科指導の加配要件緩和など、きめ細かな指導体制の計画的な整備を推進すること。また、1の教員の処遇改善に伴って、加配定数の合理化を進めるなどの教育環境の悪化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

議員提出議案第5号：下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と活用するための実証の加速化を求める意見書

(議決日7月5日)

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するため、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と、これを活用するための実証を進めていく必要がある。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。この点、下水サーベイランスを活用すれば、患者からの直接的な検体採取を伴わずリアルタイムでその地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。これにより医療体制整備に予見可能性を与え、より多くの国民の生命を守ることにつながる。

国は、令和5年度に厚生労働科学研究により新型コロナウイルスの検出手法の地方衛生研究所における体制整備等を実施したことに加え、令和6年度からは下水サーベイランスを感染症流行予測調査事業の中で、12の自治体の16か所の処理場で実施されることになっている。

よって、国におかれては、必要財源を確保するとともに、下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と、これを活用するための実証を加速化し、得られた課題を整理、明確化していくことで、効果的、効率的な対策につなげて行くことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、感染症危機管理担当大臣

議員提出議案第6号：水俣病問題の解決を求める意見書

(議決日7月5日)

環境省は、本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後に主催した関係団体と環境大臣との懇談会の場で、解決を求めておられる方々の声を、十分に聞くことなく、一方的にマイクの音を切り、発言の制止を行った。環境省の前身である環境庁設置の原点でもある水俣病問題への対応として、あまりにも不誠実であり、苦しみを抱える方々の心を深く傷つけたことは疑いようもない。

よって、国におかれては、関係団体と環境大臣の懇談の場について、対話を重ね、共に水俣病の解決を目指すという、本来の懇談の形となるよう見直すことを強く要望する。

また、真に水俣病問題の解決を果たすためには、被害者の救済とともに、いわば車の両輪として水俣病の発生により疲弊した地域の再生と振興を図ることが重要である。そのため、国におかれては、水俣・芦北地域の発展にもしっかりと目を向けていただき、地元経済界と環境大臣の懇談の場を設けるなど、地域の声を把握し実情に沿った支援を要望する。

さらに、原因企業であるチッソ株式会社が、水俣病患者補償や公的債務の返済を滞りなく実施するとともに、国及び県、地元自治体と連携し、地域経済への貢献や地域の発展に資することができるよう、国におかれても、万全の措置を講じていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣

議員提出議案第7号：ガザ地区における人道状況の改善と早期停戦の実現を求める決議

(議決日7月5日)

イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との間では、武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されている。昨年10月7日のハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃が発生し、ガザ地区での戦闘が始まってから、約9か月が経過した。戦闘が長期化する中で、子供や女性、高齢者を含む多くの死傷者が発生するなど、ガザ地区は危機的な人道状況にある。

これまでも、国連安全保障理事会は停戦を求める決議案を採択しており、6月10日には、アメリカが提示した「全面的かつ完全な停戦」、ハマスに拘束されている人質の解放、死亡した人質の遺体の返還、パレスチナ人4人の交換を条件とする停戦案を支持する決議案を採択したものの、今もなお戦闘状態は解消されていない。

政府においては、全ての人質の解放と停戦が実現するよう、関係国への働き掛け等の外交努力を積極的に粘り強く行っていくとともに、全ての当事者に対し、国際人道法を含む国際法の順守や関連する国連安全保障理事会の決議に基づく誠意を持った対応を強く求めていくべきである。

よって、熊本県議会は、この紛争にかかわる全ての当事者及び国際社会に対し、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期沈静化に向けて、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 全ての人質の即時解放と持続可能な停戦の実現
 - 2 国際人道法を含む国際法の順守
 - 3 人道的被害の抑制及び人道支援を拡大することによる人道状況の改善
- 以上、決議する。

委員会提出議案第1号：医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書

(議決日 7 月 5 日)

医薬品は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうことは、国民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。特に後発医薬品は取引数量では医薬品全体の約半数を占め、後発医薬品がある医薬品における使用数量では約 8 割と、国民の健康及び生命を守る医療の重要な基盤となっている。

近年、後発医薬品企業の製造管理の不備等による行政処分に端を発する一連の供給不安が広がっており、後発医薬品のみならず、多くの医療用医薬品において出荷停止、限定出荷等による影響が 3 年以上にわたって続いている。

医療機関や薬局では、供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応等が行われているものの、今なお多くの医療用医薬品で供給不足が続いており、患者に不利益が生じかねない状況である。

また、物価上昇等によるコストが増加する中で、医薬品製造業者等の体力が低下し、医療用医薬品の安定供給にも支障が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、医療用医薬品の安定供給の実現のため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令順守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講ずること。
- 2 医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

委員会提出議案第2号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

（議決日7月5日）

消費者被害・トラブル額は、令和4年1年間で約6.5兆円とされている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがある。また、消費生活相談の最前線に対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。さらに、国が進める消費生活相談のDX化にかかる予算も国の責任で措置すべきである。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。地方消費者行政に対する国の交付金、特に、令和6年度末、令和7年度末に多くの自治体で消費生活相談員人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えることは、地方消費者行政の後退につながり、ひいては国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。また、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を行うこと。
- 2 地方公共団体が消費者行政を行うために必要としている十分な額の予算措置を行い、地方公共団体の置かれている状況を鑑みた仕組みとすること。また、国が進めるDX化にかかる予算も国の責任で措置すること。
- 3 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

委員会提出議案第3号：改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書

(議決日7月5日)

食料をめぐる情勢は、世界情勢や気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加など、食料や資源の多くを海外に依存しているわが国の食料安定供給リスクが顕在化しており、食料安全保障の強化に向けた対応が求められている。

我が国農業においては、生産資材価格や農畜産物輸送コスト等の高止まりが依然として続く一方で、その流れに国産農畜産物を取り残され、十分な価格転嫁が進んでいないことから、多くの地域で営農継続の危機が叫ばれている。

この状況の下、本議会では、適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築するよう、これまでも数次にわたる要望を行ってきたが、今般成立した改正法において、食料の持続的供給に向けた食料の合理的な価格形成について明記されたことに対し深く敬意を表すところである。

今後、国においては、改正法に沿った具体的な施策が検討されることとなるが、農畜産物の適正な価格形成と消費者への理解醸成に向けて、その法制化と具体的な対策に加え、農畜産物の生産・輸送コストの低減につながる効果的な支援策を早期に講じられなければならない。

よって、国におかれては、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化し、農業者が安心して営農を継続できるよう、下記事項について迅速に措置されることを改めて強く要望する。

記

- 1 新たな食料・農業・農村基本計画見直しにおいては、食料安全保障を基本理念に据えた改正法に沿った形で政策を具体化し、農業関連予算額を十分に確保すること。
- 2 持続可能な農業生産と食料の安定供給が図られるよう、適正な価格形成の実現に向け、速やかに法制化を図るとともに、消費者に対しては、合理的な価格に対する理解の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容につながる施策を拡充すること。
- 3 生産資材高騰影響緩和対策を講じるとともに、配合飼料価格安定制度の柔軟な運用や、施設園芸セーフティネット構築事業における発動基準価格の見直しなど、農業者の負担軽減につながる新たな支援スキームを構築すること。
- 4 2024年農畜産物輸送問題により輸送コストが上昇しており、大都市圏市場から遠隔地である産地において、さらなるコスト負担が増加しないよう支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官